

令和4年度第3回恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会
会議録（概要）

1. 日時 令和5年2月15日（水）10時01分～10時52分

2. 場所：恵庭市民会館 2階 視聴覚室

3. 出席者

【委員】小田委員・高橋(通)委員・佐々木委員・三上委員・秋元委員・桑山委員・澤崎委員・
浦委員

【事務局】伊東子ども未来部長・高橋子ども未来部次長・足立保健センター長・狩野子ども家庭課長・大林幼児保育課長・佐々木子ども発達支援センター長・深田すみれ保育園長・高橋保健課長・石田幼児保育課主査・中山幼児保育課主査・葛岡子ども発達支援センター主査・庄司保健課主査・金子子ども家庭課主査・前野子ども家庭課主査・高橋子ども家庭課主査・村仲子ども家庭課主査・藤原

4. 内容

(1) 開会

【新任委員の紹介】

塩田委員から桑山委員へ交代(恵庭市民生委員児童委員連絡協議会)のため改めて紹介。

(2) 挨拶

(3) 議事

①第2期えにっこ☆すこやかプランの中間見直し結果について
(子ども家庭課より説明)

【質疑応答】

質疑なし

②令和5年度教育・保育に係る確保方策（案）について
(幼児保育課より説明)

【質疑応答】

Q 3号認定の需要が多く枠が増えたことは大変良いと思うが、それと比較して、1号認定が相当数減っている。申込みはしていても入れていないという人がいると思うが、この減る部分に対しての影響、申込人数から見た影響はどうか。

A 待機状況（令和4年11月16日時点）について、市内のどの園を希望しても入れない「待機児童」は、各年齢において0名である。一方で、希望する園に入れない「潜在待機児童」は、0歳児が41名、1歳児が27名、2歳児が7名、3歳児が0名、4歳児が2名、5歳児が0名、合計で77名であることから、0・1歳児の人数が多いことが分かる。3歳以上児の1号認定の方については、市内のどこかを希望すれば入ることができる状況である。

Q 3号認定の定員を上げて、その子たちが入れるようにしていると思うが、国で育児休業の充実などと言われている中で、例えば0歳児は家庭で見るように、と将来的に国が打ち出したとすれば、市としてはどのように考えていくのか。

- A 家庭保育の議論がある一方で、少子化の影響できょうだいや近所の子ども的人数が少ないことにより、子ども同士のふれあいがなかなかないような状況もあるということで、そういった意味でも園に預けて子ども同士、親同士のつながりを持つべきという意見もある。育児休業で人数がある程度抑えられる可能性もあるが、園に通うお子さんもまだまだ増えていくのではないかと推測している。

部会長 社会的に0歳児の保育をどのように考えていくべきかというのは、今後話題に挙がってくると思う。本専門部会も含めて様々な場面でよく検討し、必要な対応をしていかなければならないので、よろしくお願いしたい。

(4) 報告

- ①母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備について
(子ども家庭課より説明)

【質疑応答】

部会長 統括支援員には、どういう人材を充てる予定なのか。

- A 国では、母子保健の分野と児童福祉（主として虐待など）の分野両方の経験のある人材を統括支援員に配置することを想定しているので、本市においても同様に考えており、職員の中から充てる予定である。

部会長 対象児童は社会的養護という点で考えているということでもいいか。

- A お見込みのとおり。児童福祉担当において主に対応するのが要保護児童、要支援児童である。センターとしては、妊産婦や子育て世帯を広く一体的に相談支援することになる。

部会長 障がいの診断までは出ていないお子さんも含めると、特別支援が必要なお子さんが現実的には多くいると思われるが、その辺についてどのように考えているか。

- A 発達に課題を抱えていたり、障害を持つお子さんの相談についても、本センターが相談窓口として受けていきたいと考えている。また、現在も児童相談所とも連携して支援を行っているので、専門的な判断や意見が必要となったときは児童相談所や市の子ども発達支援センターと協力しながら進めていきたいと思う。

部会長 枠組の中にそういう横のつながり、広くシフトをもって初めから取り組むのがいいと思う。他の自治体がしていないからやらない、ということではなく、そういったことも考えていただきたい。

- Q 資料では（仮称）子ども家庭センターと書かれている。児童福祉法でいう児童家庭支援センターは現在市内にはないので北広島市まで行かなければならないが、それとはどのように違うのか。一般市民にも関係者にも分かるように示してほしい。

- A 母子保健と児童福祉を一体的に同じ場所で整備することを国が「子ども家庭センター」と呼んでおり、その名称については各市町村で定めることができる。

市民が親しみやすい名称となるよう現在検討しているところである。母子保健の担当が統合されるということで、出産前の母子健康手帳の交付等の事務も本センターで行うことになる。資料の概要にある「子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況」というのは、虐待の相談件数や乳児の遺棄事件の増加などのことであり、母子保健と児童福祉がしっかりと協力しながら、そういう事故を未然に防いでいくためのセンターである。先ほどもあった障がい福祉の関係や包括的に子どもを支えていくことについても、これまでも現在の子ども家庭課で取り組んできた分野なので、継続して対応していきたいと考えている。

Q 資料には新たな事業が挙げられているが、未就学児だけではなく、小学生以上の子どもたちにも今新たな課題、一人ひとりの問題が増えてきている。直に子どもや保護者に関わる統括支援員をどのくらい配置するのかなど、具体的なものはいつ頃決定するのか。

A 新規事業については、未就学児童に限らず18歳までのお子さん、いわゆるヤングケアラーがいるような家庭についても対象とする予定となっている。①の子育て世帯訪問支援事業については、妊婦も含めて、家庭にヘルパーなどが行き、話を聞きながら家庭支援等を行う形をとる事業である。

Q 場所はどこに設置されるのか。

A 市役所1階の子ども家庭課の執務スペースに設置される。現在の1階のスペースをより相談しやすい環境にするため、子ども家庭課の一部の担当と幼児保育課が2階へ移動し、相談室の増設やキッズスペースの拡充などを行う予定である。

Q 保健福祉部にある子育て世代包括支援センターの機能と、子ども未来部にある子ども家庭総合支援拠点の機能が統合すると理解しているが、この場合の窓口になる部署はどこになるのか。

A 二つの機能が統合して、課として（仮称）子ども家庭センターという形になる。

Q 機能の一部を寄せ集めるというよりは、全体が全部一緒になるということか。

A 現在の子ども家庭課の中に、保健課の母子保健担当の業務が入ってきて一緒に仕事をするイメージで、虐待に関する部分は連携して業務にあたるようになる。部としては子ども未来部の所管となり、課としては（仮称）子ども家庭センターの所管となる。今のところ子ども家庭課の名称はなくなる予定である。

（5）その他

▽当日配布資料 / こどもの安心・安全対策支援事業（案）
（幼児保育課より説明）

【質疑応答】

質疑なし

▽委員よりその他の質疑

Q すこやかプランの基本目標の中で「豊かな心を育む教育環境の整備」とある。小学校だと施設の整備計画があると思うが、民間の認定こども園も含めた市内の乳幼児の施設は、今後施設整備の計画を策定して改修等を進めていくというのは難しいのか。

A 市として現時点では民間園の施設整備について、整備計画等はない状況である。

委員 すこやかプランに入れるなど、今後子どもたちの環境整備というところにも積極的に目を向けて考えていただきたいと思う。

部会長 進行している中で感じたのだが、この専門部会では直近のデータを示してもらわないと審議に支障が生じる可能性があるので、準備をよろしくお願いしたい。

▽事務連絡

- ・伊東子ども未来部長より挨拶
- ・本年5月に任期満了、次年度は6月以降に会議を予定
- ・今年度の協議内容等について、社会福祉審議会（3月開催予定）に報告予定

以 上